普通預金口座を開設されるお客さまへ

きのくに信用金庫

近年、「振り込め詐欺」や「架空請求」「ヤミ金融」など金融機関の預金口座を悪用した金融犯罪が社会問題となっております。きのくに信用金庫では、お客さまの大切な資産を金融犯罪から守り、安心してお取引いただくため、犯罪に悪用される口座開設を未然に防止する以下の対応を実施させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 法人口座・事業用口座・団体預金口座の開設をご希望のお客さま

当金庫所定の「口座開設依頼書」に事業(活動)内容や取引目的などをご記入いただき、別途ご案内する必要書類をご提示いただき、開設まで1~2週間要します。

詳しくは「法人・個人事業用・団体の預金口座を開設されるお客さまへ」をご参照ください。

2. 個人のお客さま(事業用でない口座)

- ①口座の開設は、ご自宅・勤務先の最寄店舗でお申し込みください。 遠隔の支店で開設される場合は、ご利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。
- ②本人確認資料(顔写真付)の原本をご提示ください。 ご本人さまであることの確認のため、運転免許証・マイナンバーカードなどの本人確認 資料(原本)をご提示願います。顔写真付の本人確認書類をお持ちでないお客さまは、当 金庫が必要と判断する方法によりご本人さまの確認をさせていただきます。
- ③複数の普通預金口座を開設されることはご遠慮ください。 すでに普通預金口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご 希望の場合は、その理由やご利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。場合によっ ては、口座の開設をお断りすることがございます。(通帳や印鑑等の紛失によりご利用い ただけない場合はその旨をお申し出ください)
- ④利用目的やご職業などについて、確認させていただきます。 お客さまのご職業や勤務先・口座の利用目的などをお伺いし、確認できる書類(口座振替依頼書や各種契約書・申込書など)の提示をお願いしたり、当金庫が勤務先等に確認する場合がございます。
- ⑤キャッシュカード・暗証番号の管理について キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を知らせることは、お客さまが金融犯 罪に巻き込まれることとなります。不自然な取引が発生した場合は、お客さまに取引内 容を確認させていただいたり、その口座の利用を停止させていただく場合がございます。

法令により以下の行為は禁止されており、刑事罰の対象となることもございます。

- ▶ 他人に利用させるための口座を開設すること。
- ▶ 開設した□座を他人に利用させること。
- ▶ 他人名義の□座を利用して自分の預金を入出金すること